



新居関所史料館企画展

関所と住民生活

●期間/平成3年11月1日(金)▶11月24日(日)

●会場/新居関所史料館

●主催/新居町教育委員会・新居関所史料館

●海辺改め村

海辺改めが開始された時期は、「今切御関所留」という記録によれば、三宅重吉・土屋利次が関所奉行であったとき(明暦3年/1657～寛文3年/1663)とありますが、確かなことはわかりません。その実施を確認できるのは延宝6年(1678)からです。

海辺改めは、前回の改めより10年経過後、もしくは関所奉行の交代時(元禄15年/1702に三河国吉田藩が管理するようになってからは吉田藩主の交代や代替り)に実施されました。

海辺改め村の分布は図1に示したとおりですが、その立地により二つのグループに分けられ、浜名湖東岸にある村々を東海辺村、西岸の村々を西海辺村と呼びました。そして海辺改めは、東海辺・西海辺の二手に分かれて、4日間をかけて実施されました。

関所役人の巡村に際し海辺改め村から提出する書類としては、①五カ条手形、②町村概要の覚え、③夜殺生手形の三通が基本のものでしたが、このほか町村によっては特別な書類を提出することもありました。

海辺改め村では程度の差こそあるものの、茶

菓子や膳などを用意し、関所役人を接待する習慣がありました。このため、海辺改め村はさまざまな規制に加えて、経済的な負担をしいられることにもなりましたが、ことに休泊に指定された村の負担は大きかったといえます。

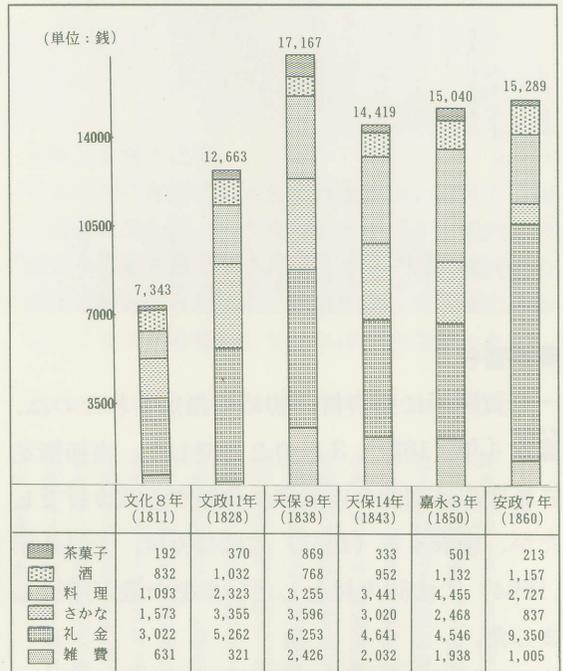
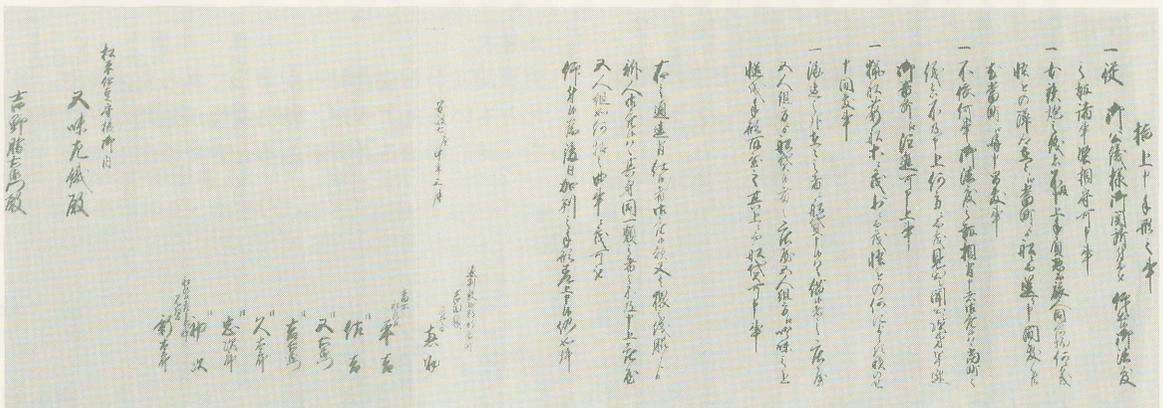
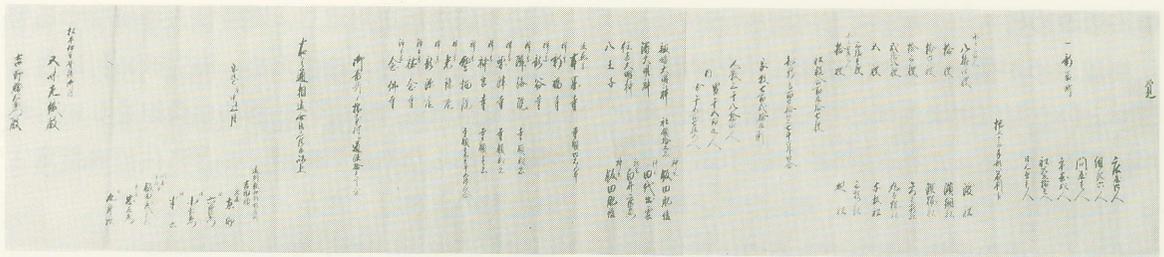


図2 海辺改めにもなう経費の推移 (鷺津村の場合)

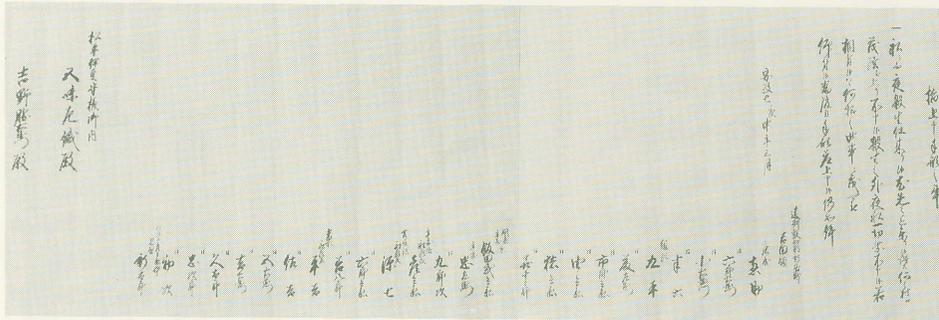


▲指上申手形之事

五カ条手形ともいって、提出証文のうち最も重要な書類であった。関所法度の遵守、女・鉄砲のほか不審荷物の渡海禁止、船の貸し借りを厳重にすることなどを誓約したもの。



▲覚 村高、持ち船の種類とその数、人口、家数、寺社名など、町村概要を書き上げた書類。



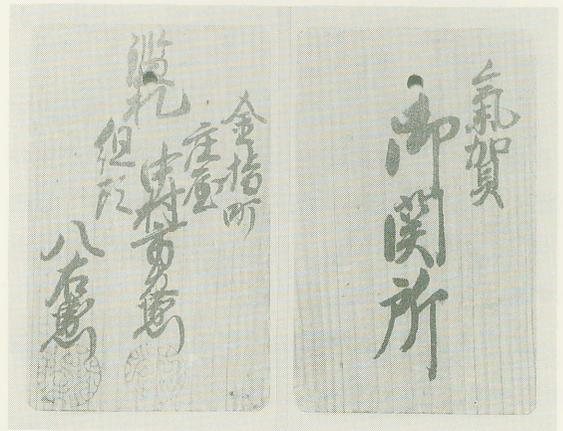
◀指上申手形之事 夜殺生手形ともいわれる。夜間の船での猟に際し、他村への着岸、猟以外の操業は一切行わないことを誓約したもの。

●要害村

気賀関所に要害村が初めて指定されたのは、寛永4年(1627)3月のことでした。当初指定されたのは湖北の山間部に位置する22カ村でしたが、慶安4年(1651)には42カ村、元禄4年(1694)には68カ村としだいにその数が増加しました。

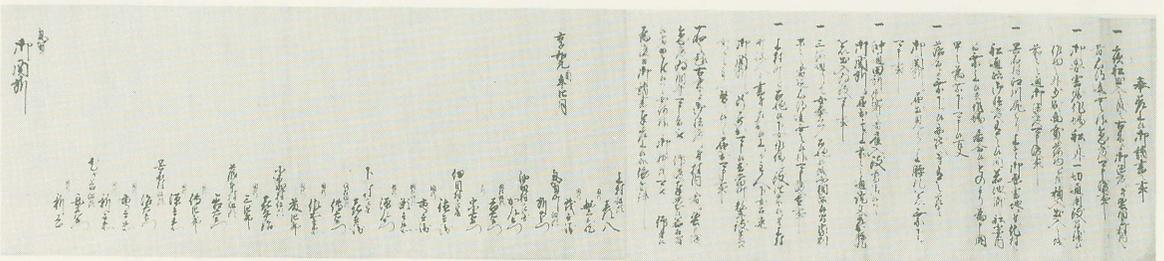
要害村はその立地状況によって往還・山路・脇道・海辺(航路)の四地区に分けられ、気賀関所に提出する誓詞内容もそれに応じて多少異なっていました。

要害村も海辺改め村と同様に生活上での規制を受けるとともに、経済や交通の面でも拘束を受けることが多かったといえます。



▲鑑札

気賀関所から要害村へ配布してあった木札で、手札ともいったようだ。特に女性が急用などで関所を一時的に通る必要があるときに使用した。

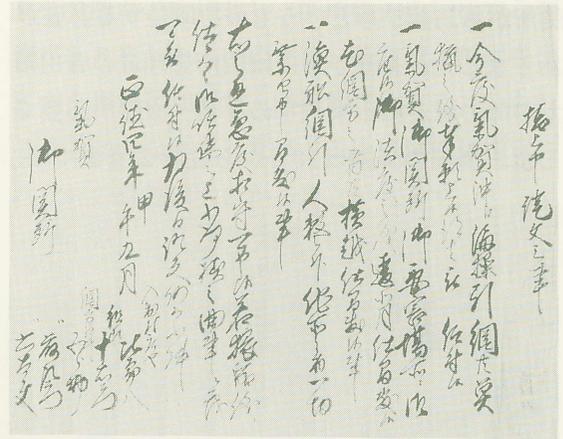


▲奉差上候御請書之事 気賀関所からの通達に対して違反しないことを誓約したした請書。

生業とのかかわり

●浜名湖と住民生活

浜名湖周辺の村々の生業^{せいぎょう}としては、宿場や町場を別にすれば、漁業や農業が中心でした。一部の湖岸では肥料となる藻草の採集や、特に舞坂では海苔の採集なども行われていました。このように浜名湖は周辺住民の生活と密接なつながりをもっていただけでなく、村々を結ぶ交通路としても重要な役割を果たしていました。しかし、関所の存在によって湖内での船の使用が制限されていたため住民の生活もさまざまな影響を受けました。漁業や海苔採集などのほか、作場通いのために船を使う場合には、いちいち関所の許可を受けねばならなかったのです。



▲指上申證文之事

浜名湖岸に位置する入出村は漁業中心の村で、徳川家康に魚を献上した由来にもとづき、湖内での漁業の特権を持っていた。しかし、浜名湖内での漁業は船を使うために、関所に対して法度に背かないことなどを誓約しなければならなかった。

覚

一於当宿去ル末年以来海苔製家業仕候処旧来仕来候御事等ニ而手廻兼候ニ付海苔取ニ罷出候儀ハ老人或は女子共差出申度左茂無御座候而は海苔製難出来一統甚以難波仕候得共 御大法ニ相拘候儀ニ付容易ニ奉願候儀難仕極御内々御訴訟仕候処一宿困窮之筋ニ茂相当候段御憐察之上御聞届御目印之御鑑札被下置一宿之もの共難有仕合ニ奉存候右ニ付而は兼而被 仰出候御大法之儀猶更嚴重ニ為相守可申旨被 仰渡奉長候右海苔取之儀は磯通之儀ニは御座候得共汐高之節は瀬間渡越候儀難仕節橋船にて瀬越仕候尤右江之外立罷出陸地江船寄候儀は勿論往来船道江拘候場立は差出申間敷候其外少ニ而茂御大法ニ相背候儀為仕申間敷候御鑑札之儀は年々海苔取相初候節私共印形之書付を以

御関所様江奉願拝借仕海苔取相済候節は早々上納仕可申候

一今切湊内ニ廻船掛居候節右近辺江船寄申間敷候

一聊ニ而茂荷物ニ紛敷品積入不申都而右ニ紛不申候様可仕候

右被 仰渡候御ケ条相背申間敷候若相背候者御座候は曲事ニ可被 仰付候為後日別紙之手形差上申候仍如件

弘化式乙巳年 四月

山上藤一郎御代官所
遠州敷知郡舞坂町
問屋兼 名主

那須田又七

(中略)

松平健之丞様御内
五味 左 織殿
遊佐十郎左衛門殿

▲覚（舞坂宿「永代控」より） 舞坂宿では文政頃から海苔の採集が始まったといわれる。経済的価値が高まると、採集に女性の手を必要とするようになったが女

性が船に乗ることは固く禁じられていた。そこで舞坂宿では今切関所から海苔鑑札の交付を受け女性の海苔採集を許可してもらった。これはその誓詞証文である。

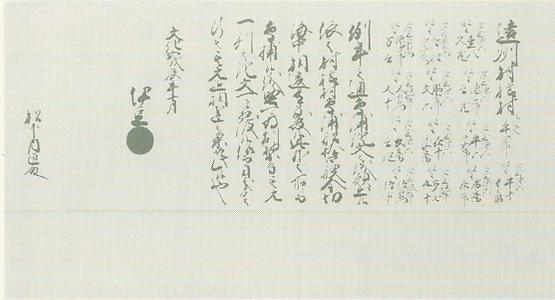
●鳥浦

浜名湖では、湖に渡ってくる鴨^{かも}を、もち網を仕掛けて生け捕る鳥獵^{とりやう}が古くから行われており、このような鳥獵を鳥浦^{とりうら}といいました（地元では鳥バイともいった）。江戸時代には鳥浦を

行う者には運上金が課せられましたが、村櫛村の平四郎家だけは徳川家康の海鷹狩りに際して船を出したという由緒から、それが免除されていました。

鳥浦は船を使って夜間に獵をするため、今切

関所から鳥浦手形というものを取得する必要がありました。鳥浦手形には関所管理者の吉田藩主の印のほかに中泉代官の署名・捺印が必要でした。鳥浦の獵期は10月から翌年2月までで、



▲鳥浦手形発行依頼

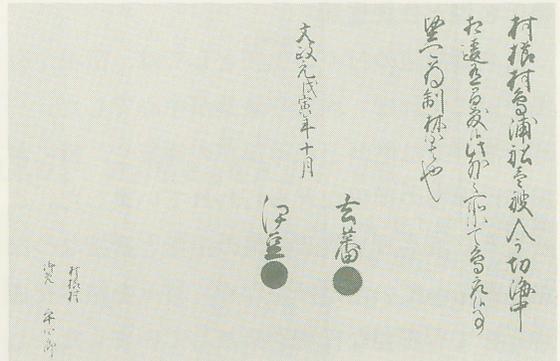
これは関所管理者の吉田藩主松平伊豆守信明が、村櫛村の14艘の船の鳥浦証文の発行を中泉代官の松下内匠正亮に依頼したものです。差出人の松平伊豆守信明の印が消印されているのは、この証文が廃棄処分となったことを示している。

●浜名湖の渡海と作場通い

浜名湖周辺は吉田藩・幕府領のほか、多くの旗本領が複雑に入り組んでいました。関所では浜名湖を無断で通行することを禁じていましたが、浜名湖岸に領地や知行地を有した大名・旗本らにとって、自由な渡海ができないことは管理上不便でした。そこで、関所ではこれらの大名や旗本の家中に対しては、一定の手続きで浜名湖を渡海することを許可していました。

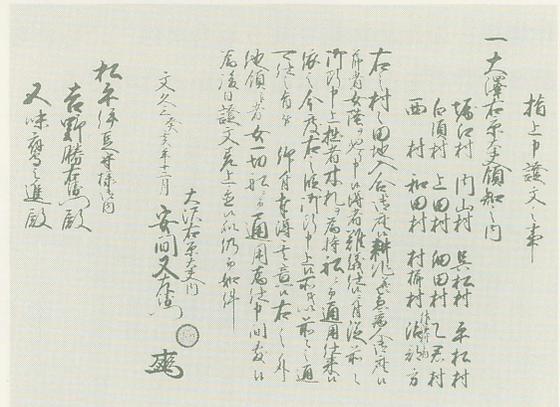
また浜名湖周辺の領主のなかで、旗本の大沢氏は領地の大半を浜名湖岸に持っており、住民が田畑へ通うには船を使わなければなりません。そこで大沢氏だけは、田畑耕作のための女性や急病人を同氏の領地内に運ぶときに限り、自らが発行した木札によって渡海させるが、他領へは一切着岸させない、という誓約証文を関所へ提出し、船の使用を認めてもらっていたのです。気賀関所でも作場通いのために船を使用する場合には船鑑札を発行しています。

鳥浦の季節が終わると手形を関所に返納し関所から中泉代官へ送付して廃棄処分としました。



▲鳥浦手形

村櫛村平四郎に与えられた鳥浦手形。手形発行者は吉田藩主松平信順・中泉代官伊奈玄蕃忠富。



▲指上申證文之事

旗本の大沢氏が関所に提出した誓約証文。領民の作場通いについては、木札を持つ女性に限り船に乗ることを認めた。



▲気賀関所発行の作場通い船鑑札

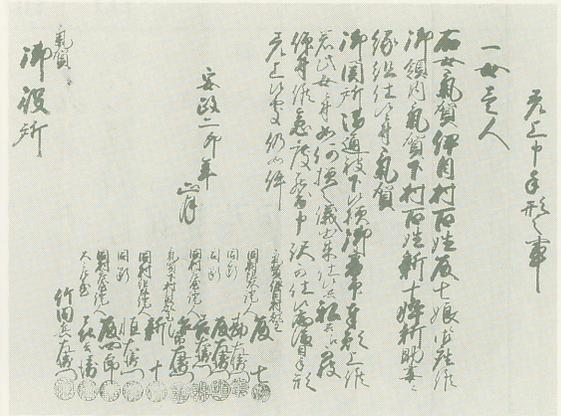
社会生活への影響

●新居宿の通婚圏

浜名湖を隔てた東西地域では、文化や言語などの面で違いがあるといわれ、その第一の要因として関所の存在があげられます。しかし、関所の存在が周辺住民の社会生活にどのような影響を及ぼしていたのか、その実態を具体的に示すことは容易ではありません。

そうしたなかで、関所の存在が周辺住民の社会生活に与えた影響の一端を示すものとして、^{つうこんけん}通婚圏の問題があります。特に江戸時代の通婚圏は、日常の生活圏の範囲とも密接な関係があり、住民生活を考えるうえでも重要な要素といえます。

図3は、新居宿の通婚圏をみたものですが、これにより、新居宿の通婚圏は一般的に浜名湖より西方の地域であったことがわかります。具体的には浜名湖西岸地域や太平洋岸地域のほ



▲女通行手形

氣賀領内の伊目村百姓藤七娘が氣賀下村百姓新十郎新助のところへ嫁入りする際の関所通行手形。伊目村と氣賀下村とは距離も近く、また同じ氣賀近藤氏領であったが、関所越えの縁組のため、このような手形を必要とした。

か、東海道沿いの地域で、これらの地域は新居宿と関係が深かったところでした。もちろん関所を隔てた湖東地域との^{こんいん}婚姻例がなかったわけではありませんが、その数は非常に少ないものでした。その要因としては、関所越えの婚姻では

手形の取得が非常にめんどろであったことがあげられます。

このように、関所が存在したことにより新居宿住民の生活圏は、必然的に西方地域に向けられていたといっでよいでしょう。そして、この傾向は、明治2年(1869)の関所廃止後の住民生活にも大きな影響を残すことになりました。

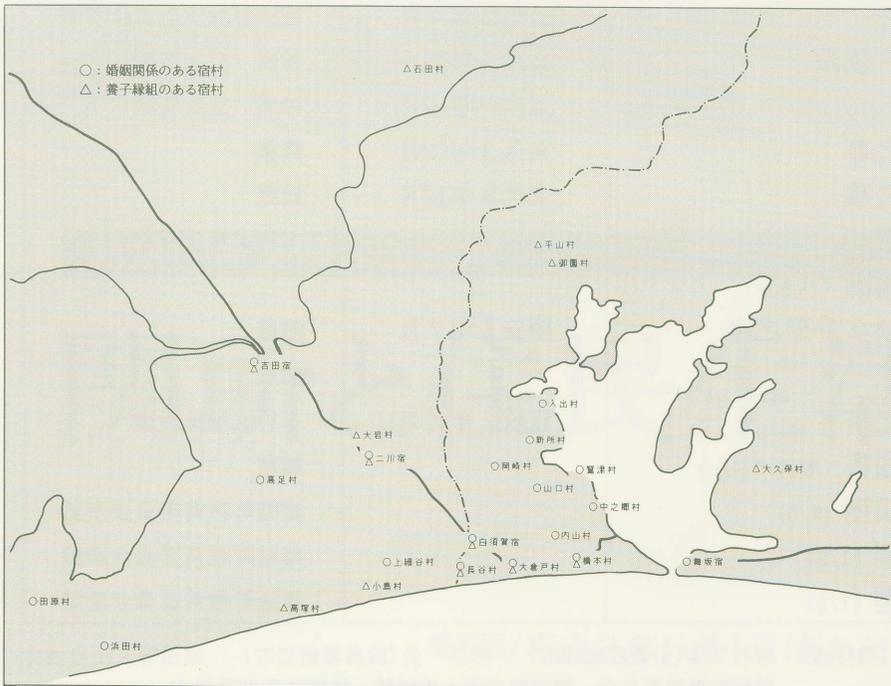


図3 新居宿の通婚圏

出品目録

No.	資料名	年号	所蔵者
1	新居関所 (写真パネル)		
2	気賀関所 (写真パネル)		
3	海辺改め村・要害村の分布		
4	海辺改め実施年表 (パネル)		
5	指上申手形之事	安政7年3月	館蔵 (旧高須家文書)
6	覚	安政7年3月	館蔵 (旧高須家文書)
7	指上申手形之事	安政7年3月	館蔵 (旧高須家文書)
8	指上申手形之事	安政7年3月	館蔵 (旧高須家文書)
9	指上申手形之事	安政7年3月	館蔵 (旧高須家文書)
10	覚 (写真パネル)	弘化2年4月	舞阪町教育委員会所蔵
11	海辺改めにともなう経費 (パネル)		
12	海辺御改諸入用帳	安政7年3月	館蔵 (旧高須家文書)
13	西海辺改覚帳	文化15年3月	館蔵 (旧高須家文書)
14	東西海辺改覚		館蔵 (旧高須家文書)
15	奉差上候御請書之事	享和元年4月	木村文雅氏所蔵
16	鑑札		木村文雅氏所蔵
17	指上申證文之事	正徳4年9月	湖西市入出自治会所蔵
18	乍恐以一札奉申上候御事	天保4年2月	湖西市入出自治会所蔵
19	覚 (写真パネル)	弘化2年4月	舞阪町教育委員会所蔵
20	鳥浦証文発行依頼	文化5年10月	杉浦 公氏所蔵
21	鳥浦証文	文政元年10月	杉浦 公氏所蔵
22	指上申證文之事	文久3年12月	館蔵
23	指上申證文之事	文久3年12月	館蔵
24	作場通い船鑑札		木村文雅氏所蔵
25	新居宿の通婚圏 (パネル)		
26	指上申かよひ女手形之事	慶安5年7月	館蔵
27	女通行手形		館蔵
28	差上申手形之事	安政2年正月	木村文雅氏所蔵
29	女手形取得願書 (写真パネル)		館蔵
30	さっぱ船の模型 (1/5)		雄踏町教育委員会所蔵
31	四板船の模型 (1/5)		雄踏町教育委員会所蔵
32	三枚船の模型 (1/5)		雄踏町教育委員会所蔵

●協力していただいた方 (敬称略) 木村文雅 (引佐郡細江町) 杉浦 公 (浜名郡新居町) 湖西市入出自治会
舞阪町教育委員会 舞阪町立郷土資料館 雄踏町教育委員会

●参考文献 『新居町史』通史編上 『舞阪町史』通史編上 近藤恒次『東海道新居関所の研究』
『浜名湖における漁撈習俗Ⅰ・Ⅱ』(静岡県文化財調査報告書第30・32集)
『気賀御関所』(気賀関所パンフレット)